

いじめ防止に向けての対応について

— いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）における「いじめ」の定義 —

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 茂原市いじめ防止対応マニュアルの策定（平成 26 年 3 月）

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の制定

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を定めることが義務付けられ、平成 26 年 3 月までに制定している。

各学校では、毎年評価を実施し、内容の見直しや修正を実施している。

(3) 問題行動対策連絡協議会の開催

ア) 年間 3 回開催（5 月、8 月、2 月）

イ) 小中学校生徒指導主事・主任、茂原市青少年指導センター職員、保護司、フレンドルーム指導員、東上総教育事務所生徒指導担当指導主事、訪問相談担当教員等が参加

ウ) 中学校区ごとの情報共有と対応策の検討を行っている。

(4) 各学校でのいじめの未然防止及び早期発見に向けての取り組み

① 教育相談

ア) 担任による定期教育相談

イ) 本人の希望する教員による定期教育相談

ウ) スクールカウンセラーの配置（中学校全 7 校、小学校 2 校）

（※平成 29 年度は、小学校で 1 校増加し、3 校に配置）

エ) スクールソーシャルワーカーの配置（中学校 1 校）

② 教育相談箱の活用

ア) 相談箱を設置して、児童生徒の悩み等を聞く体制を整備している。

（※市内小中学校 21 校すべて）

③ いじめ等に対するアンケート調査（平成 28 年度の取り組み）

ア) 「教育相談」の前に実態把握として実施される場合が多い。

イ) 設問は「いじめに対する実態調査」の場合と「悩んでいること」の場合

※年間複数回の実施（平成 27 年度以降は、年間 1 回の学校はない。）

※アンケートについては、市内小中学校 21 校すべてで実施

アンケート調査の実施		小学校	中学校
実施頻度	年 1 回	0 校	0 校
	年 2 ～ 3 回	13 校	5 校
	年 4 回以上	1 校	2 校
調査方法 (複数回答)	記名式	12 校	7 校
	無記名式	0 校	1 校
	選択式	3 校	1 校
回答方法 (複数回答)	選択式 (学校で記入)	9 校	4 校
	選択式 (持ち帰って記入)	2 校	0 校
	記述式 (学校で記入)	9 校	5 校
	記述式 (持ち帰って記入)	2 校	0 校
教育相談の実施		14 校	7 校

- ④ 道徳・学級活動・豊かな人間関係づくりプログラム等による直接的指導、撲滅啓発
- ア) 授業での指導
- イ) 「いじめゼロ宣言」掲示
(平成19年1月 千葉県いじめゼロこどもサミット)
- ⑤ 児童会・生徒会を中心とした、いじめ撲滅キャンペーン
- ア) 学級での話し合い
- イ) スローガン・ポスター等の掲示
- ⑥ 青少年育成茂原市民会議での啓発活動
- ア) 標語の募集等での啓発活動
- ⑦ 各相談機関からの電話相談受付等の広報
- ア) 「24時間子供SOSダイヤル」0120-0-78310 (なやみいおう)
- イ) 子どもと親のサポートセンター
- ウ) 子どもの人権SOSミニレター
- ⑧ 学校評価からの実態把握
- ア) 保護者および児童生徒に対するアンケートから実態把握をして指導をする。
- ⑨ 警察との連携
- ア) 犯罪行為として取り扱われるべき内容については、警察への相談・通報及び連携を行う。